

- 1 人事委員会勧告について
- 2 職員互助会について
- 3 サッカースタジアムの検討について
- 4 アストラムラインについて
- 5 児童虐待について
- 6 いじめ防止について

〈発言内容〉

市政改革ネットワークの桑田恭子です。会派を代表し、総括質問を行います。

**1. まず初めに、人事委員会勧告について質問いたします。**

今期4年間、毎年12月定例会に提出される職員給与の値上げ、特別給——民間でいうボーナスについての値上げについて、反対をしてきました。ボーナスについては、市長、副市長、議員なども職員に準じて引き上げになります。今期、市長も議員も財政状況を理由に給与の減額をしていることから、値上げについては修正案を出してきました。

改めて言うまでもありませんが、職員給与は民間給与との均衡を図るとされており、人事委員会が毎年調査を行っています。この民間との均衡が本当に図られているのか、これまで質問してきましたが、疑問は晴れません。今期最後の総括質問で改めて質問いたします。

平成30年9月に出された人事委員会勧告では、給与の値上げと特別給の値上げが示され、さきの12月議会で4億8000万円の補正額が可決いたしました。このうち、特に特別給についての官民比較は支給月数だけを比較することとなっています。しかし、実際の支給額を比較すると、職員のほうが高額です。過去10年間を見ても、民間ボーナスが公務員の特別給を上回ったことはありません。なぜ支給月数だけの比較を行うのか説明してください。

また、民間調査のボーナスの給与月額が前年より5万円以上も高くなっています。民間一般事務職のボーナス支給額については、前年より約25万円も高くなっています。民間ボーナスを過去10年間さかのぼってそれぞれ前年との比較をしても、ここまで支給額の差は昨年とことしだけです。なぜこのような調査結果になったのか、見解をお聞きいたします。

民間事業所の調査対象は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の市域内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類に分類された611事業所の中から無作為抽出した177事業所のうち、150事業所の実地調査を行った結果であると公表されています。このことしか公表されていません。その150事業所のうち44事業所が企業規模3,000人以上の事業所の調査であり、割合として一番多いものです。このことが広島市の民間の実態をあらわ

しているのかお答えください。

## 2. 次に、職員互助会について質問いたします。

昨年 11 月 22 日、中国新聞に、全国 20 政令市の職員互助会、公費助成、広島がトップの見出いで、職員互助会について報じています。20 政令市中 12 市が福利厚生に必要と公費助成を続けています。そのうち広島市、岡山市など 6 市はお祝い金などにも公費助成が行われていてこと、そのほかの横浜市、大阪市、名古屋市など 8 市は財政状況や市民の理解が得られないこと廃止や休止を行っていること、1 億円を超えて公費助成をしているのは広島市と札幌市だけであり、この 2 市が群を抜いて助成額が多いことが報じられていました。まず、この事実について、どのように思われるのかお答えください。

職員互助会については、2004 年度、国が住民の理解が得られるものにと公費助成などの見直しを通知しています。広島市においては、通知を受け、公費助成をそれまでの 4 分の 1 に減額をしてきていますが、広島市の場合、結婚のお祝い金、小学校や中学校入学時のお祝い金にも公費助成が使われていることが報じられています。[広島市互助会のお祝い金に対する公費助成額は幾らなのかお答えください。](#)

公費助成を行っている 12 都市において、広島市同様、お祝い金支給に公費助成を行っているところと、残りの 6 市は、お祝い金は助成の対象外としたり、公費助成を職員の人間ドック費用補助に限ったりと、見直しを行った都市と対応が分かれています。また、公費助成を廃止や休止している都市においても、会員の掛金で運用し、お祝い金を支給している都市もあるようです。

記事には、広島県が 2007 年度、財政状況を理由に互助会への公費助成を廃止していること、仙台市が東日本大震災の復興の財源確保を優先することや、同様に熊本市が熊本地震後、組合側から公費助成の自粛を申し出たことが報じられています。福利厚生制度は民間企業にもあり、必要な制度であると思いますが、財政状況、災害復旧と、広島市においても見直す理由、必要性はあります。今後、見直しをするべきではないかと思いますが、いかがお考えかお答えください。

## 3. 次に、サッカースタジアムの検討について質問いたします。

当初、最も優位とされたみなと公園と市民球場跡地、後から浮上した中央公園、長らく 3 候補地は並列であると説明されつつも、中央公園については地域住民への説明会も基町地区の活性化策も示されてきました。誰の目にも中央公園がスタジアムの候補地であると映っていましたが、広島市は明言を避けてきました。

それが、2 月 6 日、知事、市長、商工会議所会頭、そしてサンフレッチェの代表との 4 者会談が開かれ、最終候補地として中央公園で合意したとの報道がなされました。2 月 13 日、都市活性化対策特別委員会で合意事項の説明を受けました。4 者会談の様子はどうだったのか、時間はどれくらいだったのかとの問い合わせに、時間は 19 時半から 20 時までの約 30 分、あらか

じめ広島市が準備した合意事項について、4人それぞれが意見を述べたとの答弁でした。今回の4者会談の場で中央公園が候補地として決まったわけではなく、事前にどこかで決まっていたようです。また、反対を示している基町地区の住民の対応については、説明はし尽くしたとの立場も示されました。我々議会は中央公園が最終候補地となった過程を知りません。住民の反対や課題がある中、候補地となった議論を見ていません。見えないところで3人または4人が決めているといった印象です。

今後、事業主体は広島市とします。190 億円の建設資金や建設後の管理運営については、広告収入など1億4000万円が毎年入らなければ赤字となることなどについて、どのような検討体制をとられるのか、また、いつまでに建設するのかの工程をお答えください。検討を進める上での議会への報告、議会の意見の反映などはどのように考えておられるのかお答えください。

サッカースタジアムの予定地が中央公園に決まったのなら、旧市民球場の利用計画はどのようにになりますか。特別委員会の答弁では、もともとある計画を進めるといった内容だったように受け取りましたが、改めて質問いたします。

また、広島広域公園については、今後、サンフレッチャの使用料、年間約9000万円が入らなくなります。管理運営の見直しが必要だと思います。今後の活用策、収益確保についてはどのように考えておられるのかお答えください。

#### 4. アストラムラインの延伸について質問いたします。

来年度当初予算に、環境影響評価の調査費として8580万円計上されています。さきの都市活性化対策特別委員会では西広島駅までのルートが資料で示されました。広域公園前から6駅を設置し、西広島駅に延伸をされています。佐伯区内にも五月が丘に2駅、五日市東に1駅できることとなっています。図面では詳しい駅の位置がよくわかりません。全ての駅について、どこに設置されるのかお答えください。

ルートが決定し、駅の位置もほぼ決まってまいりました。この決定による立ち退き地域などは決まっているのか、件数はどの程度なのかお答えください。

図面では、五月が丘の商店街のすぐ横にアストラムラインの橋脚が設置されることとなっており、道路の幅も上下2車線が1メートルずつ狭くなる計画です。道路上の危険はないのかお答えください。

委員会の中で、各駅の利用予測者数が答弁されました。五月が丘については、五月が丘1で4,000人、五月が丘2で2,000人が利用するとの予測です。実人数でいえば3,000人なのでしょうが、3,000人の利用者としても、五月が丘の人口は約6,800人、赤ちゃんから高齢者まで含む人口の約半分が利用する前提となっています。この予測はどこまで信憑性があるのかお答えください。

総事業費 570 億円、広島市の負担が 289 億円、残り 281 億円は国が負担するとの試算です。この事業費は平成 30 年代後半から大型事業が収束するので確保できるとの説明でした。現在もこの予測に変化はありませんか、お答えください。

延伸 7.1 キロメートルに事業費 570 億円、投資効果は、これまでの資料では、全線開業後 30 年間の費用便益比—— B/B+C は 1.3 であり、効果を認められるとあり、答弁も同じことを繰り返されてきました。平成 40 年当初に全線開通し、その後 30 年間の効果を説明されても納得できるものではありません。費用対効果をわかりやすくお答えください。

アストラムラインについては、平成 25 年 6 月、世界に誇れるまちの実現に向け、西風新都都市づくりの全体を見直し、アストラムラインの延伸が西風新都のポテンシャルを飛躍的に向上させることができる、構造、ルート、採算性、延伸効果の向上策、財政面からの事業化の見通し、広島高速交通株式会社への影響など、さまざまな観点から検討し、事業成立性を確認した上で事業決定したものであり、地域の要望などを判断材料にしたわけではない、このような大型事業は広島市が責任を持って事業化をするとこれまで答弁をされてきました。さきの特別委員会で、今後、事業化に向けた需要予測の再調査を行うとの答弁がありましたが、平成 27 年度に出された調査と大きく変わることも考えにくく、このまま巨額の公共事業が素々と進められることを大変危惧いたします。

## 5. 次に、子供の虐待について質問いたします。

2018 年 3 月 2 日、東京都目黒区で発生した児童虐待事件、わずか 5 歳の女の子の壮絶な最期には涙を禁じ得ません。東京都はこの事件を念頭に、児童虐待防止を目指す独自の条例案を作成、2 月 20 日—— 本日から開会される都議会の定例会に提出され、審議されると報道にあります。条例案の内容には、保護者の責務として、子供への体罰やしつけの際の暴力や暴言などを禁止すること、妊婦健診や乳幼児健診の受診を努力義務とすることや、児童相談所が虐待の通告や相談を受け子供の安全を確保する場合、警察の援助を求めることができるとしています。

2019 年 1 月 24 日深夜、千葉県野田市の小学校 4 年生の女児が父親からの虐待により浴室で死亡しています。少女は、2017 年 11 月、学校が行いたいじめのアンケートに、いじめを家族から受けていること、自由記述に、お父さんに暴力を受けています、先生、何とかなりませんかと書いています。学校は市に報告し、少女は児童相談所の一時保護を受けていますが、翌年 1 月に学校、教育委員会は父親にアンケートのコピーを渡しています。約 4 カ月間の一時保護と親族宅での生活を経て自宅に戻った翌年 3 月以降、児童相談所は一度も家庭を訪問していないことや、その後、父親からの長期欠席の連絡に学校が特段の対応をとらなかったことなど、子供を守るべき大人たちの判断ミス、連携不足があったことが報じられています。

。

本市においては、幸いなことに虐待による死亡事故は起きていませんが、他都市のことと見逃すことはできません。平成 29 年度、全国 210 カ所の児童相談所が児童虐待相談として対

応した件数は13万3778件、広島市の虐待対応件数は1,625件と厚生労働省のホームページにあります。本市の相談対応件数の傾向はどうなのか、児童相談所の体制整備についてどのように考えておられるのかお答えください。平成29年度の児童虐待事案のうち深刻な事案があるのかお答えください。また、これら1,625件の相談対応件数に何人の職員が対応しているのかお答えください。

さきに述べた目黒区の件も野田市の件も他の都市から移り住んできており、以前に住んでいた自治体の取り組みや情報が引き継がれていませんでした。本市でこのような事案があった場合、自治体間の連携はどのようにとるのかお答えください。

野田市の事件では、母親がDVを受けていたことが明らかになっています。子供の虐待とDVは常に共存すると思ったほうがよいのでしょうか。DVの相談を受ける配偶者暴力相談支援センターとの連携はどのようになっていますか、お答えください。

野田市の虐待事件は、学校におけるいじめのアンケートで発見されています。秘密は守りますと書かれたアンケート用紙ですが、秘密は守られませんでした。教員、学校に守秘義務を明記したルールはないのでしょうか、お答えください。

## 6. 最後に、いじめ防止について質問いたします。

平成30年12月28日、広島市いじめ防止対策審議会から、平成29年7月24日に発生した広島市立中学校の生徒の死亡事案につき、調査報告書が提出されました。審議会は6人の構成員で、平成29年9月8日より約1年半の間に審議会24回、遺族側との面会や資料の検討会などを含めると40回以上にもわたり協議を重ねて、今回提出された答申をつくられています。委員の皆様、関係者の皆様に敬意を表したいと思います。

温厚で素直、非常に真面目できちょうめん、清掃活動や給食当番など、やるべきことは責任を持って行う、清掃後には雑巾を1枚ずつしわを伸ばして丁寧にかけていた。被害生徒の性格から記されている報告書は、現実に起きてしまったことの重みを感じずにはいられません。加害生徒、被害生徒、そして双方の保護者を含んだ関係の中での指導の難しさ、指導によるいじめの悪化や関係する小中学校の連携、情報の共有ができていなかったこと、各学校に設置されているはずの学校いじめ防止委員会については機能しておらず、警察や児童相談所などの関係機関との連携やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の活用もその都度対応できる教員が行っていたことなど、学校内でのいじめの対策が紙に書かれた基本方針のまま実行できない現実が、難しさが書かれています。報告書の後半に今後の対応と再発防止について具体的にまとめてありますので質問いたします。

まず、いじめへの適切な対応として、いじめかどうか判断できない段階から、被害側の児童生徒の状況を踏まえ、学校いじめ防止委員会での組織的かつ適切な対応を行う必要があるとあります。平成25年、学校いじめ防止委員会は、いじめ防止推進法により設置が義務づけられ

ましたが、運用は各学校が適切に行うこととなっています。この学校いじめ防止委員会はどのようなもので、実際の運用はどのように行われているのかお答えください。

加害側の児童生徒への効果的な指導として、指導を行っているにもかかわらず効果を上げることが困難で、その影響が被害側の児童生徒を守り通すことや他の児童生徒の教育を受ける権利が守られない場合は、教育委員会との連携のもと、実効的な対応を毅然として行う必要があるとし、教育委員会は、学校教育法第35条、第49条に基づく出席停止も視野に入れた対応を検討する必要があるとあります。実際に出席停止ができるのか、まず、広島市の出席停止の実績をお答えください。加害生徒の対応として、別室での指導など書かれていますが、どのように考えておられるのかお答えください。

小・中学校9年間の切れ目のない支援として、学校は個々の児童生徒の情報を適切に管理し、進級・進学時、あらかじめ設定した情報を引き継ぐ場を設け、計画的かつ確実に引き継ぎを行う必要があるとしています。また、特別な教育支援を必要とする児童生徒については、個別の指導計画等を作成し、教員間で情報共有し、学期ごとに更新し、確実に引き継ぐとあります。さらに、特別な支援が必要な児童生徒については、幼稚園、保育所との連携の必要性も書かれています。かねてより全ての児童生徒の情報が進路先の学校に引き継がれていればよいと思っていたましたが、かなりの事務量であり、教員の負担にもなることです。具体的にどのような引き継ぎを考えておられるのかお答えください。

平成31年度4月より導入される教育相談担当教員についてお聞きました。

児童生徒の実態把握や教育相談等の取り組みの中心的役割を担う教育相談担当教員を校内組織に位置づけ、校内体制の見直し・強化を図る必要があるとしています。生徒指導主事とは別に設置し、生徒指導主事がいじめが起きてしまった後の対策の中心的役割とするならば、教育相談担当教員は未然防止の役割と、役割分担しているように受け取りましたが、この教育相談担当教員は誰が担うのですか。また、どのような役割なのかお答えください。

取り組みの最後に広島市いじめ防止等のための基本方針の見直しを行うことが書かれており、審議会が今後も取り組み状況を検証することが書かれています。この基本方針を一步進め、条例化することは考えられなかったのでしょうか。実効性のある条例は、取り組みを長く継続し、かつ現場の教員が行動を起こすときの後ろ盾となると考えますが、いかがでしょうか。

平成29年度、広島市の小・中学校におけるいじめの件数は、小学校で1,529件、中学校で535件です。いずれも平成28年度と比較すると2倍以上の増加となっています。法に基づいた認知ができるようになった、いじめが発見できると肯定的にとることもできますが、かなりの件数です。今回の基本方針が一つ一つの事案解決に大きな効果があることを願います。

以上で質問を終わります。